

埼玉県社会福祉総合センター指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部社会福祉課

令和7年7月3日から募集を開始した埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県社会福祉総合センター指定管理者について

指定管理者：埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2-65

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

理事長 山口 宏樹

2 指定の期間について

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

- ・実施日 令和7年7月24日（木）
- ・参加団体数 3団体

（2）応募申請団体数

- ・令和7年8月29日締切 1団体
- ・申請団体の内訳
社会福祉法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

1 審査基準

- ① 県民の平等な社会福祉総合センターの利用を確保することができる
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に社会福祉総合センターの運営を行う実績を有している
- ③ 社会福祉総合センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができる
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有している
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができる

2 審査項目

- ① 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか
- ② 利用者本位の柔軟なサービスが提供できるか

- ③ 事業の効果測定及び自己評価を行う体制が確保されているか
- ④ 県民の平等利用確保への配慮がされているか
- ⑤ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか
- ⑥ 法人等の経営基盤が安定しているか
- ⑦ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されるか
- ⑧ 危機管理及び業務継続の方策が講じられているか
- ⑨ 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか
- ⑩ 指定管理業務に関する県の委託料（提案額）は適切な額か
- ⑪ 彩の国すこやかプラザの入居団体等との連携がとれる体制となっているか
- ⑫ 施設の認知度向上や施設整備の長寿命化につながる提案はあるか
- ⑬ 本店又は主たる事務所の所在地は県内か

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
保科 寧子	埼玉県立大学准教授
高畠 明久	公認会計士
瀧澤 幸子	埼玉県福祉部こども政策課長
丸山 広子	公益社団法人埼玉県社会福祉士会
平井 丈司	一般社団法人埼玉県歯科医師会

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

【第2次審査対象の団体内訳】

社会福祉法人 1団体

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

審査項目(配点)		採点平均
1	公の施設の適切な運営	10点 8.8点
2	柔軟なサービスの提供	20点 17.4点
3	平等利用の確保	5点 4.6点
4	効率的・効果的な管理・運営	25点 20.8点

5	安定した経営基盤	10 点	9.0 点
6	個人情報の適正な取扱い	5 点	4.0 点
7	危機管理に対する方針及び具体的な方策	5 点	4.0 点
8	県内中小企業者、環境、障害者雇用等への配慮	5 点	4.0 点
9	適切な指定管理料の算出	5 点	4.6 点
10	認知度向上、施設長寿命化提案	5 点	3.8 点
11	本店又は主たる事務所の所在地	5 点	5.0 点
合 計 点		100 点	86.0 点

○ 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の選定理由

- 当該法人は、設立以来、ボランティア活動の推進、福祉人材の育成、高齢者・障害者の支援、住民との協働による福祉サービスの構築など、地域福祉の推進に資する様々な事業に取り組んできた実績があり、それを担う組織を確立している。このため、今後も、施設を利用する県民や福祉関係団体等のニーズを的確に捉えた福祉研修センターの運営企画をはじめ、社会福祉総合センター全体について、その設置目的に合致した運営を安定的かつ確実に行なうことが見込まれる。
- これまでの指定管理業務において、適切な施設の管理運営がなされており、今後も定期的な保守点検、修繕等の実施を通じた利用者の安心・安全の確保につながる取組が提案されている。さらに、貸会議室利用予約等のオンライン化や利用料金のキャッシュレス決済の導入検討など、利用者ニーズを踏まえた積極的な取組が提案されている。

○ (参考) 選定委員の主な質疑

質 疑	回 答
地域住民との連携について、どのような取組を行っているのか。	夏休みにこどもの居場所づくりの一環として、一定期間すこやかプラザの会議室をこどもの学習スペースとして開放する取組を行った。事前申し込み制で、必ず職員が見守る形で実施したところ、アンケートでは高評価をいただいた。
退職者数と新規採用者数については、どのような状況か。	令和6年度は常勤職員5名を採用し、臨時職員を含め非常勤職員を11名採用している。退職者は常勤職員6名、非常勤職員が11名である。

	令和5年度は常勤職員2名を採用し、臨時職員を含め非常勤職員を17名採用している。退職者は常勤職員2名、非常勤職員が16名である。
--	--

5 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の提案の概要

① 基本方針

- ・全ての県民が安心・快適・平等に利用できるように事業を実施
- ・各種福祉課題に対応するための積極的な事業展開
- ・利用者満足度の更なる向上、新たな利用者の獲得
- ・衛生的で環境に配慮した施設運営等

② サービス向上策

- ・貸会議室オンライン予約システムの導入
- ・利用料金等のキャッシュレス化の検討
- ・受講者ニーズに合わせた多様な実施方法による研修の実施

③ 業務体制、人員配置

- ・責任者+担当職員12名

④ 個人情報の取扱い

- ・マイナンバーを含む個人情報の適正管理

⑤ 危機管理体制

- ・迅速な対応と未然防止（防犯マニュアル、消防計画、防災管理マニュアル等の更新、入居団体参加の消防訓練等の実施）

⑥ 環境への配慮

- ・館内空調の省エネルギー設定での運用
- ・クールビズ、ウォームビズの推進
- ・ペーパーレス化の推進等